

子ども家庭支援センターの2023年度新規事業について

子ども家庭支援センターでは、児童相談所の誘致を踏まえ、子どもを守るための支援を充実させるため、2023年度に新しく3つの事業を開始します。

1 要支援家庭ショートステイ事業

(1) 事業の概要と目的

保護者の強い育児疲れ、虐待のおそれ等がみられる家庭において、児童を養育することが一時的に困難となった場合に利用する。子ども家庭支援センターが対象となる保護者に利用を促し、施設と利用調整を行って児童を預かり、あわせて保護者への支援を行う。児童虐待の未然防止を図り、児童の健やかな成長を支援し、保護者が家庭で安心して育児に取り組む環境を整備することを目的とする。

(2) 対象者

生後3カ月から小学6年生までの児童

(3) 実施内容

児童をショートステイ施設で最長14日間預かる。あわせて、保護者支援を実施する。

2 養育費確保支援事業

(1) 事業の概要と目的

養育費の確保のため、ひとり親家庭の親が養育費を取り決めする際にかかる費用の一部を補助することで、ひとり親家庭の生活の安定を図る。養育費保証会社に支払う初回保証料、公正証書作成にかかる公証人手数料、養育費請求調停にかかる手数料等を補助する。

(2) 対象者

養育費の確保を検討している市民

(3) 実施内容

- ①養育費確保にかかる費用の補助（最大1人あたり7万円）
- ②法律相談の実施（月1回実施）

3 ヤングケアラー相談支援事業

(1) 事業の概要と目的

ヤングケアラー当事者・支援者団体が運営するオンライン相談窓口を設置する。ヤングケアラーが相談しやすくすること、また、ヤングケアラーを市が早期に把握し、必要な支援につなげることを目的とする。

(2) 対象者

市内在住のヤングケアラー

(3) 実施内容

SNS上での相談の実施。団体と市で情報共有し、市が必要な支援を行う。